

各常任委員会審査報告

予定を、更に早めることはできないか伺います。

答 子育て世帯への臨時特別給付金を受給するには、公務員を除き申請は不要ですが、受給を辞退する場合は届け出期間について、国の指示期間を確保したことから、6月26日が、現在でき得る最も早い日程です。



文教厚生常任委員会の様子

小中学校における授業時間の確保について

問 市内小・中学校が再開されたが、休業していた期間の授業時間を今後どのように確保するのか。

答 本市においては、夏休みの短縮や、県民の日を登校日として、4月、5月に休業した授業時間を確保しようと考えていますが、それだけでは十分ではありません。

文部科学省からは、小学校6年生、中学校3年生については、調整して十分な授業時間を確保するよう努め、それ以外の学年については、学年内に指導が終えられるよう努めても、再び休業などにより指導を終えることが難しい場合は、内容を、今後、2年間から3年間を通して学習できるように、計画を見直しても構わないとされる通知が出ています。

そのため、今後、各学校において計画を見直し、平日に7時間授業を行うことで調整する学校もあります。



経済建設常任委員会

(6月12日開催)

議案第5号の一部、議案第6号の一部 (原案可決)



経済建設常任委員長の審査報告

***委員会質疑要約**
飲食店等緊急支援給付事業について

問 飲食店等緊急支援給付事業について、申請件数、給付件数、申請してから給付されるまでの期間について伺います。

答 飲食店等緊急支援給付事業は、新型コロナウイルスの影響により、売上が前年と比較して、50%以上減少し



経済建設常任委員会の様子

た、市内中小企業者のうち、「飲食店営業」「喫茶店営業」「宿泊業」「観光苺園」を主たる業務として営む事業者へ10万円を支給するもので、申請受付は5月29日で終了しています。

申請件数は、101件で、給付件数は100件です。残りの1件については、書類不備のため保留となっています。申請から給付までの期間は、概ね1週間から10日です。

中小企業緊急支援給付金支給事業

問 中小企業緊急支援給付金支給事業は、売上げが30%以上減少した場合は10万円、50%以上減少した場合は15万円を支給するが、そのうち飲食店等緊急支援給付事業受給者については、5万円の支給となることだが、個別の制度として、それぞれ満額を支給することは、検討したのか伺います。

答 個別の制度として実施することも検討しましたが、限られた財源の中で実施すること、また早期に多くの事業者を支援することを優先とし、現在の制度としました。

